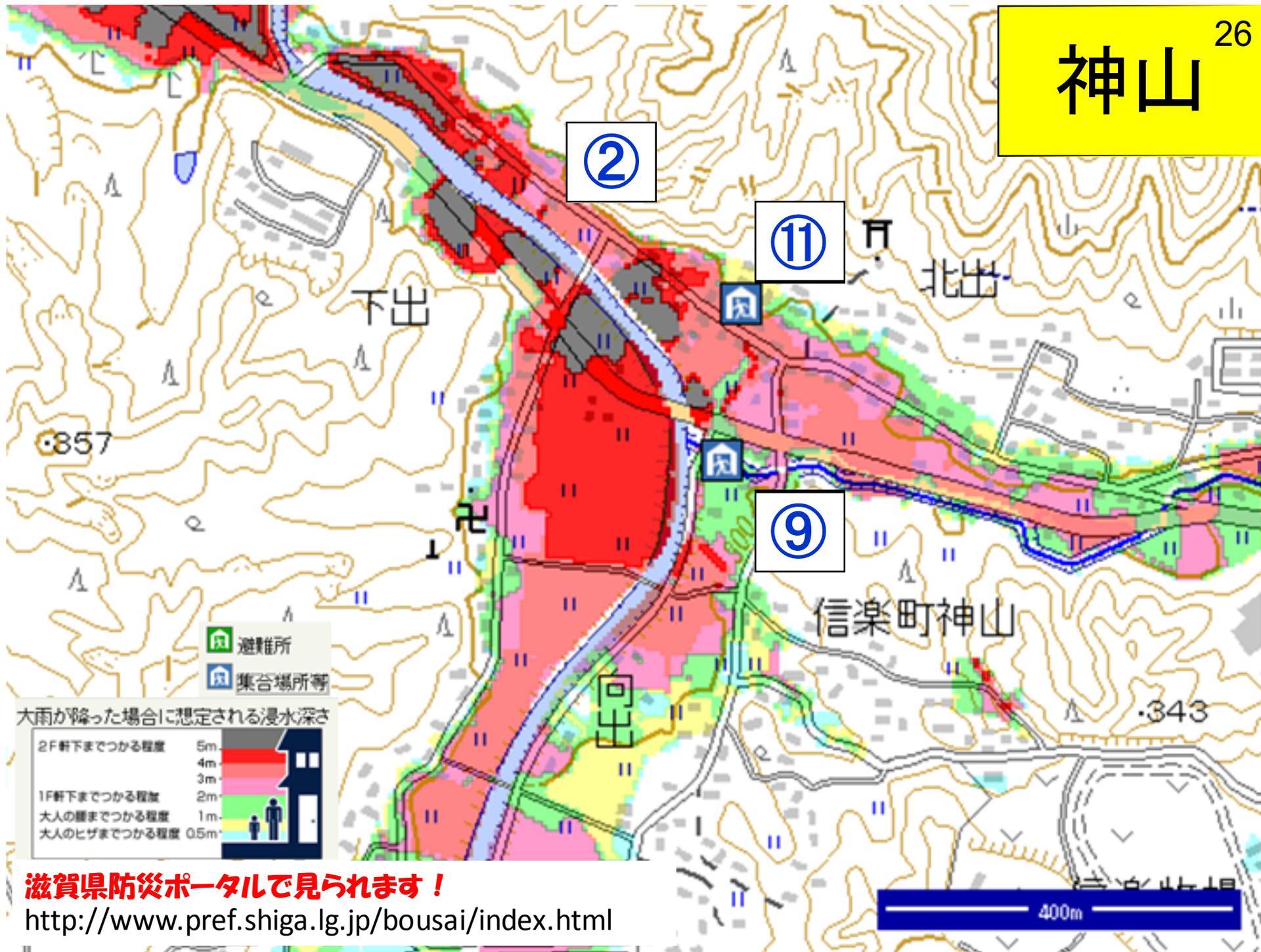


26 神山



滋賀県防災ポータルで見られます！
<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>

神山⑨ 神山会館



神山⑪ 信楽学園



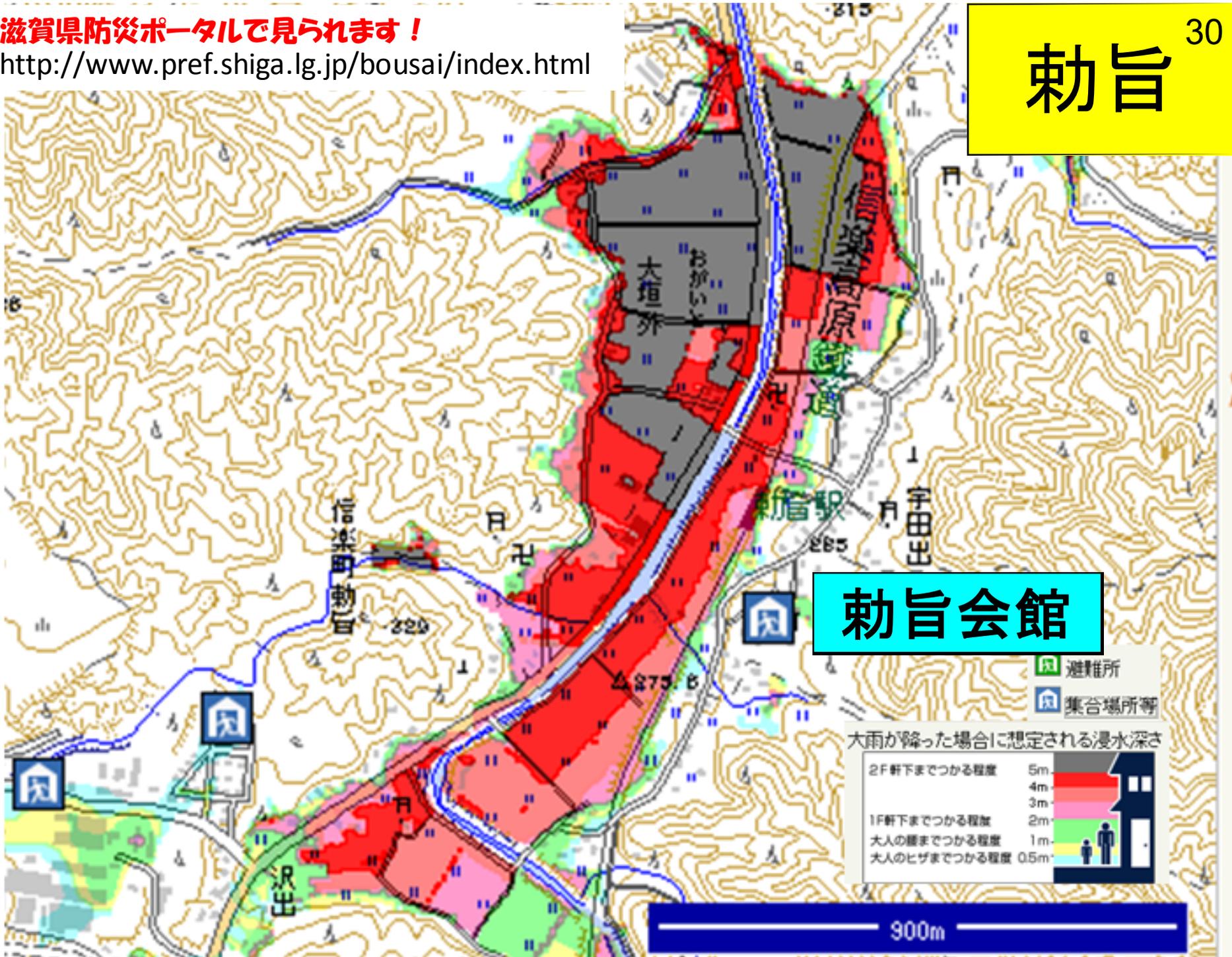
神山②



滋賀県防災ポータルで見られます！

<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>

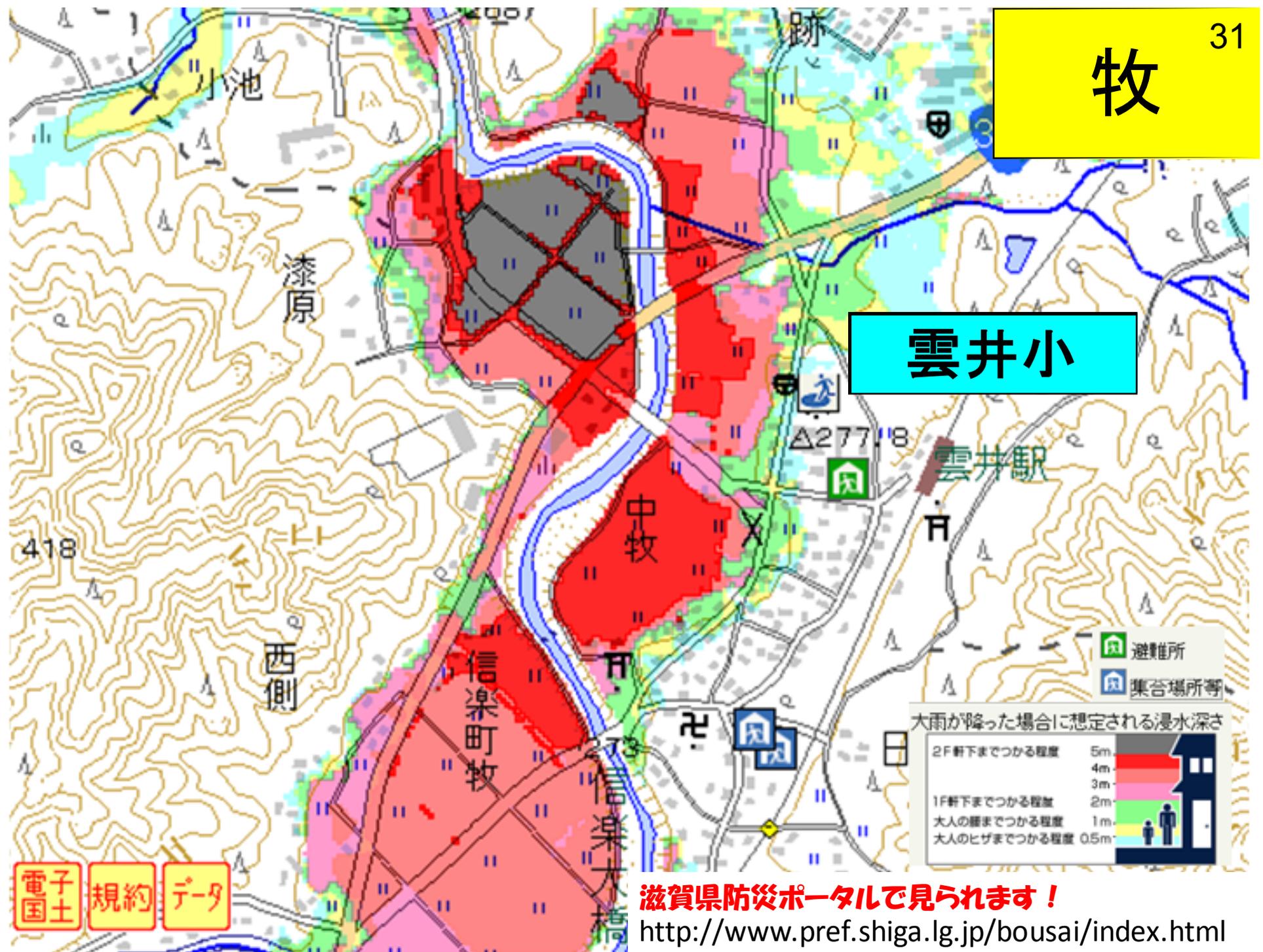
勅旨 ³⁰



勅旨会館

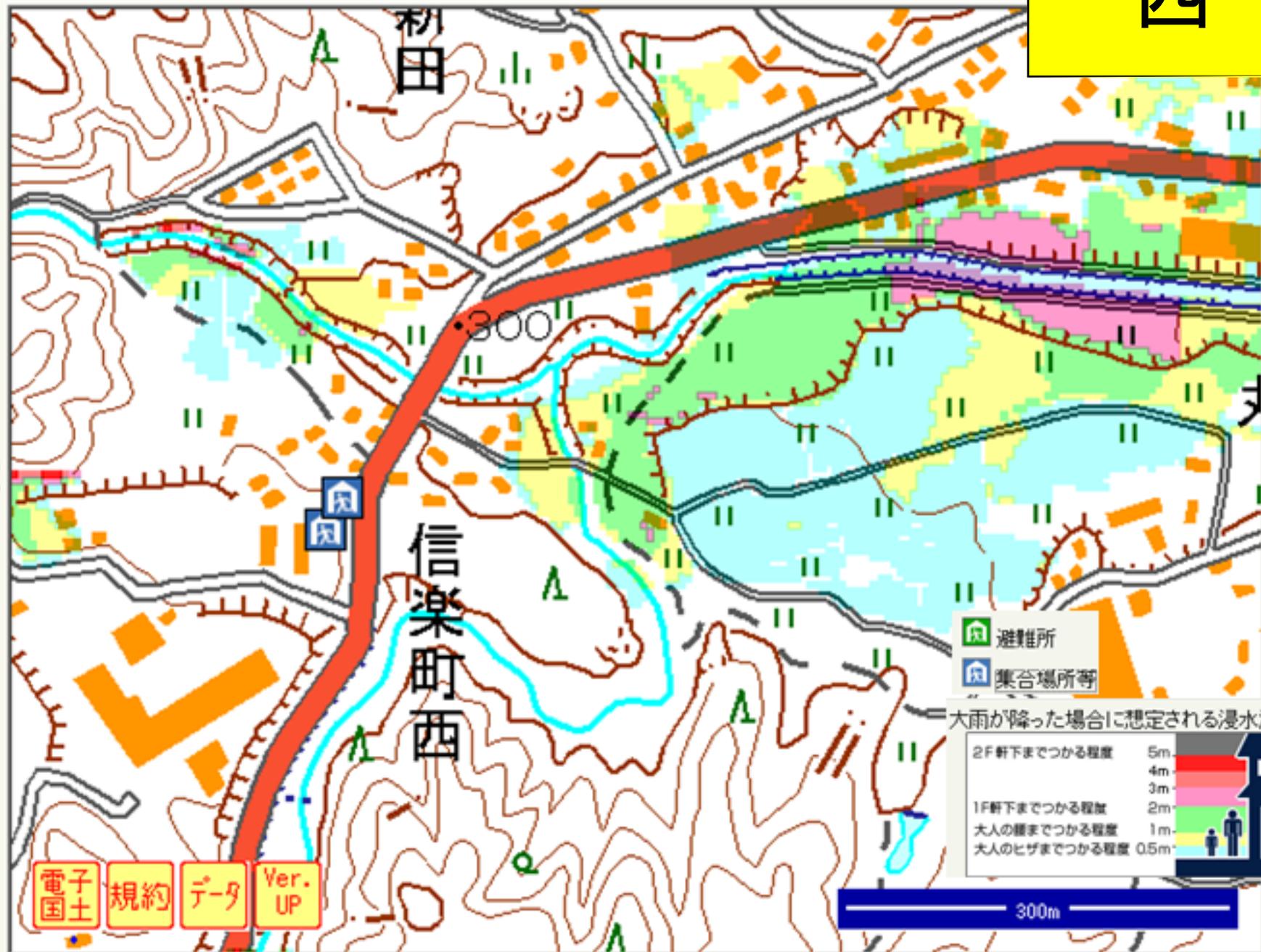
牧

雲井小

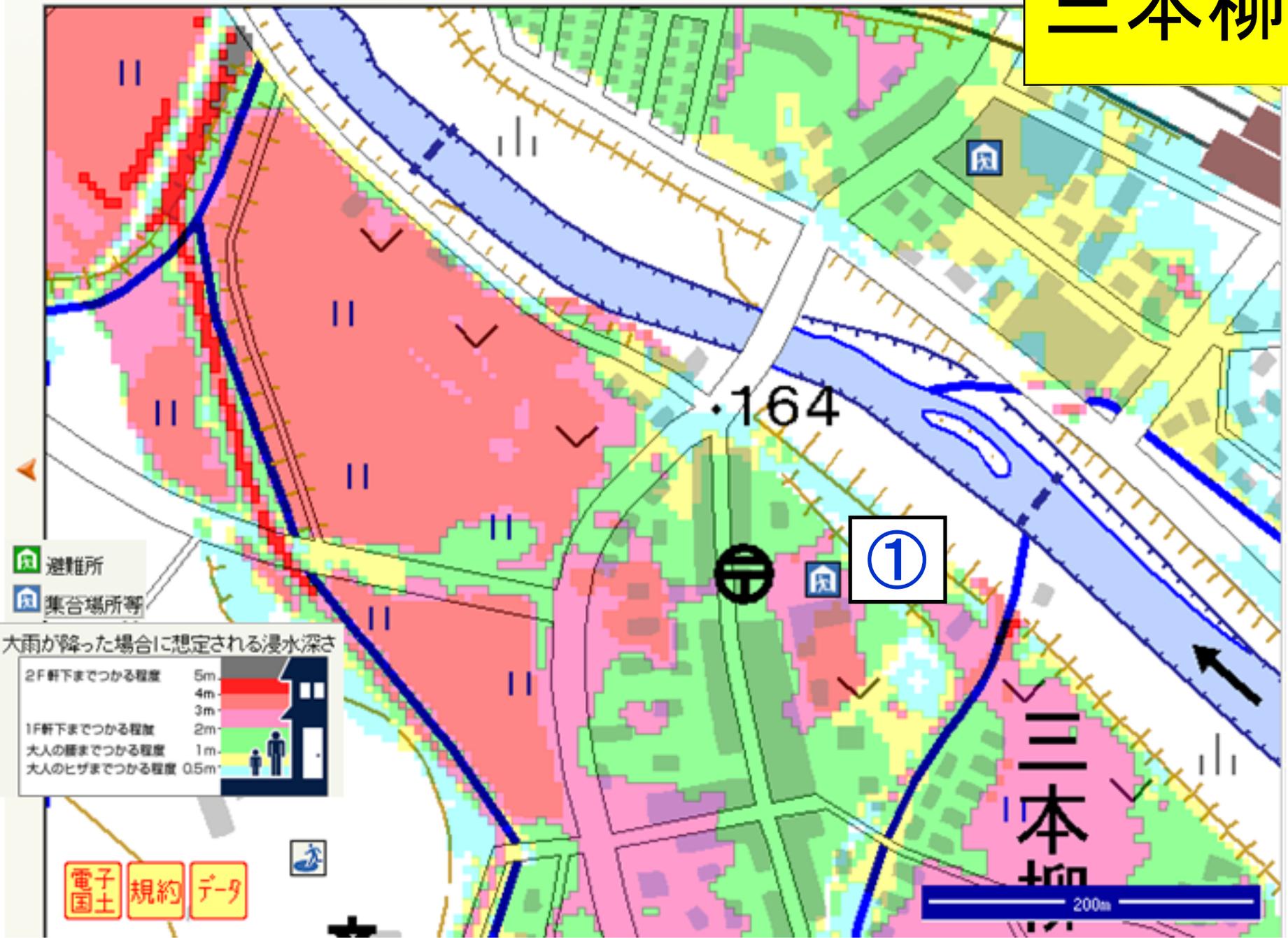


電子国土 規約 データ

滋賀県防災ポータルで見られます！
<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>



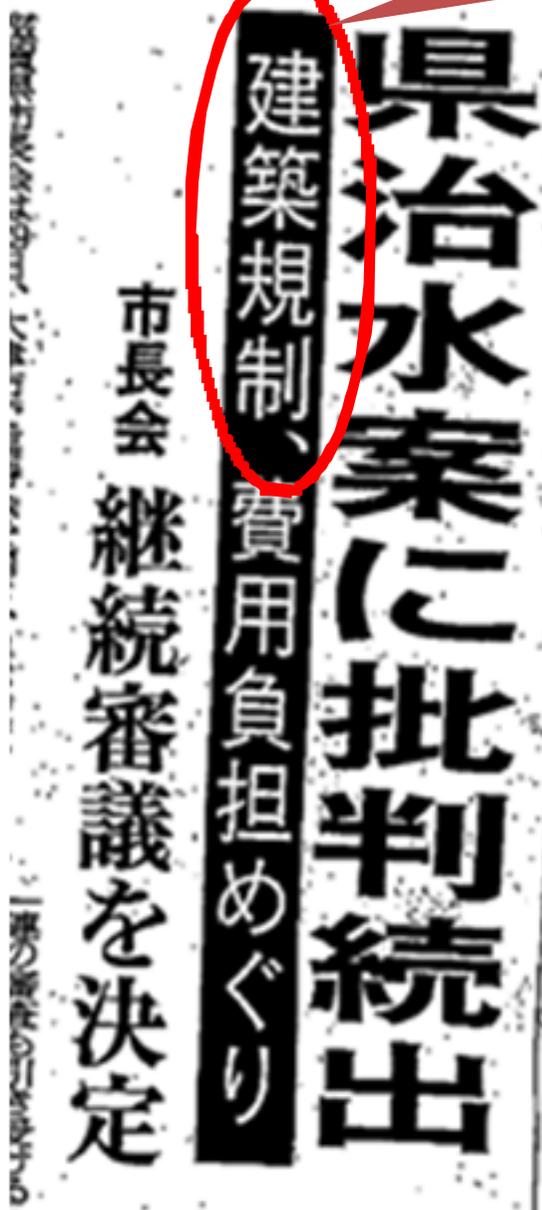
三本柳³³



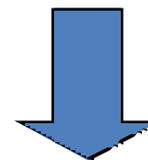
①三本柳公民館



「建築規制」とは？



- 条例案上は「建築規制」「建築制限」と表現しています。



- 水害リスクの高い地域では、安全に住み続けるために、建築物の構造や地盤の高さに、条件をつけさせていただく。
- 「安全な住まい方への確実な誘導」

どうして、安全な住まい方への
誘導が必要なのでしょうか？

安曇川への排水路

浄化センター

民家

農地

安曇川

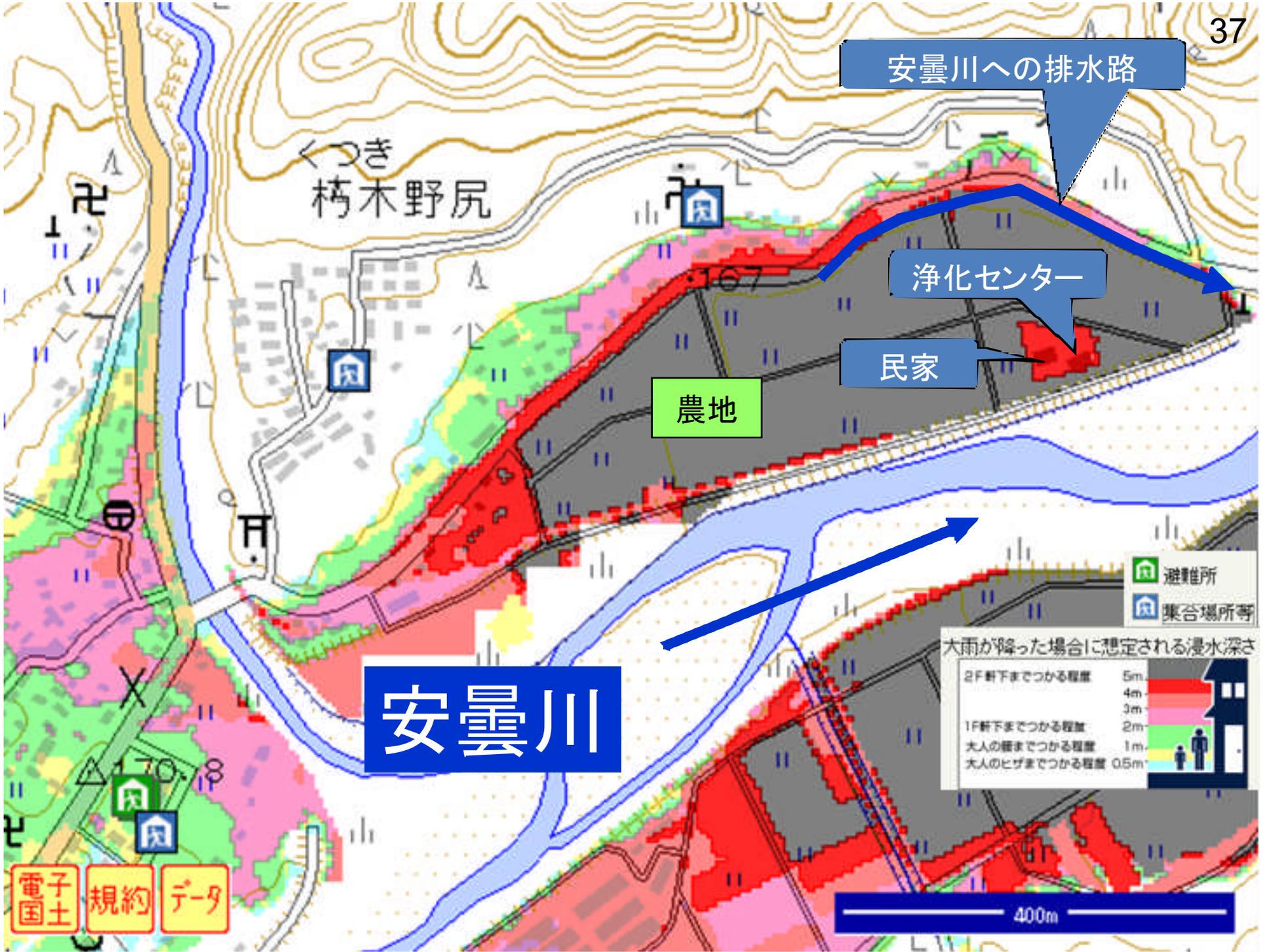
- 避難所
- 集谷場所等

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

2F軒下までつかる程度	5m
	4m
	3m
1F軒下までつかる程度	2m
大人の腰までつかる程度	1m
大人のヒザまでつかる程度	0.5m

電子国土 規約 データ

400m





『神戸市に住んでいた夫婦は、高島市に家を新築して引っ越してきた。川が近いことが気になったが、市に問い合わせると「大丈夫」と言われた。近所の人から「ここは昭和28年に水没した」と教えられたのは、避難後だった。』

平成25年9月15日(日)朝日新聞29面

高島市朽木野尻（安曇川沿い）



平成25年台風18号での状況 (平成25年9月16日)



民家

安曇川が増水して農地に流入





浄化センターの
地盤高

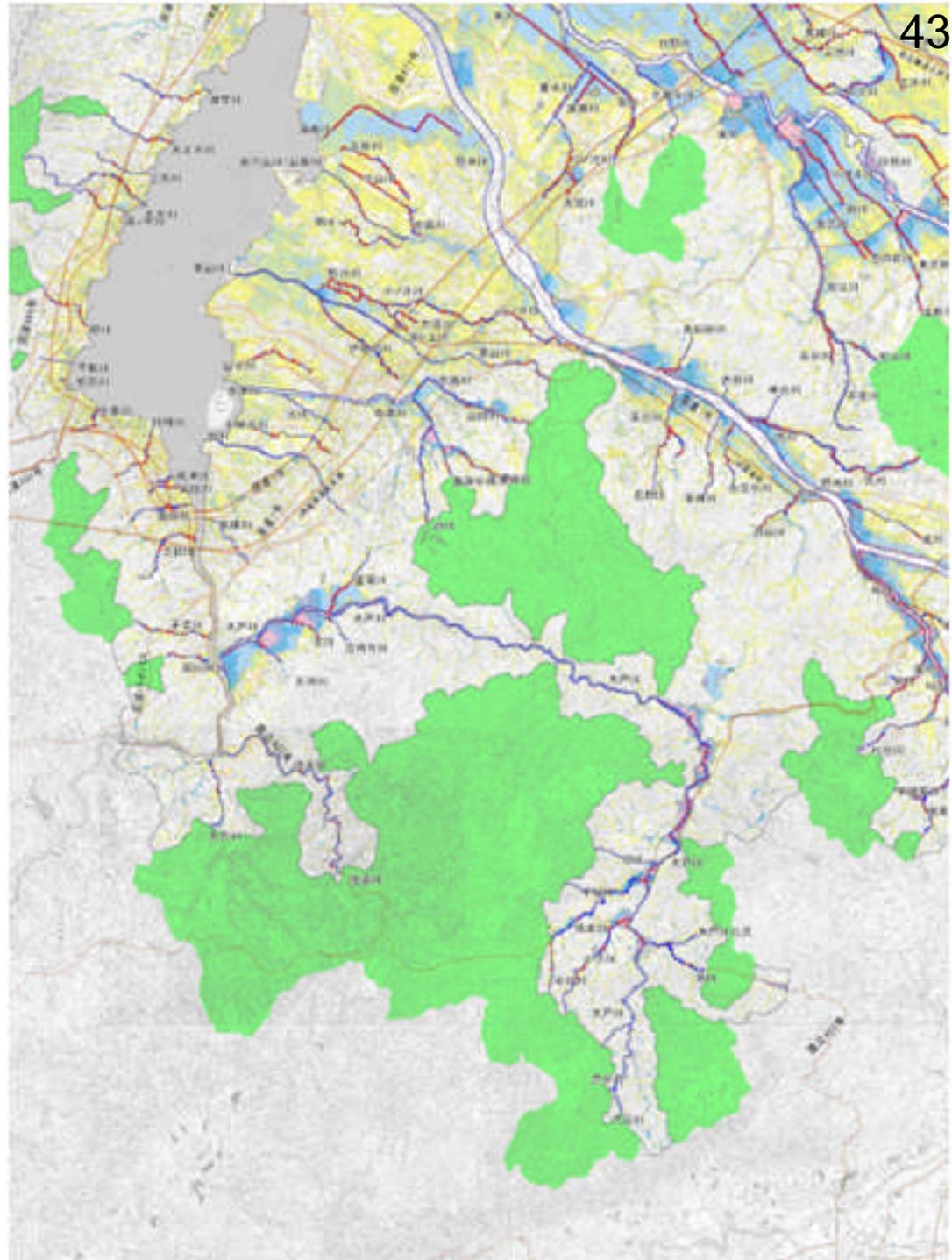
『住民は「危険な場所と知っていたらもっと嵩上げをしていた。安心して暮らせるのであれば、規制も必要ではないか」と話す。』
平成25年9月15日(日)朝日新聞29面

浸水危険区域となりうる200年確率の降雨で3m以上の浸水が予測される区域



20,111,581m²
(滋賀県の面積の0.5%)

面積のほとんどは、水田などに利用されています。



平成25年10月14日(日)
毎日新聞

過去の浸水告知せず

- 過去の水害を知らない新規住民や若者にとっては、「どんなリスクがあるのかわからない」「リスクに対策がされていない」ことこそが、大きなリスクです。
- リスクを知らずに住宅投資をして結果的に困難に陥る、あるいは命の危険に晒されることはあってはなりません。

福知山市の山田地区で、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。山田地区は、過去に水害が繰り返された地域で、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

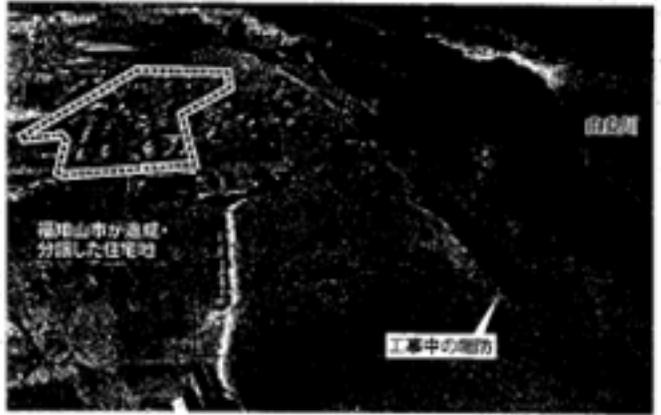
山田地区は、過去に水害が繰り返された地域で、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

購入者「説明不足だ」

購入者は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。購入者は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

購入者は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。購入者は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

分譲地で福知山市 9月台風被害



福知山市は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。福知山市は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

福知山市は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。福知山市は、過去に水害が繰り返された地域でも、水害の被害を知らずに購入した住民が、水害に遭った。

安全な住まい方への誘導とは
具体的にどういうことでしょうか？

「安全な住まい方」とは

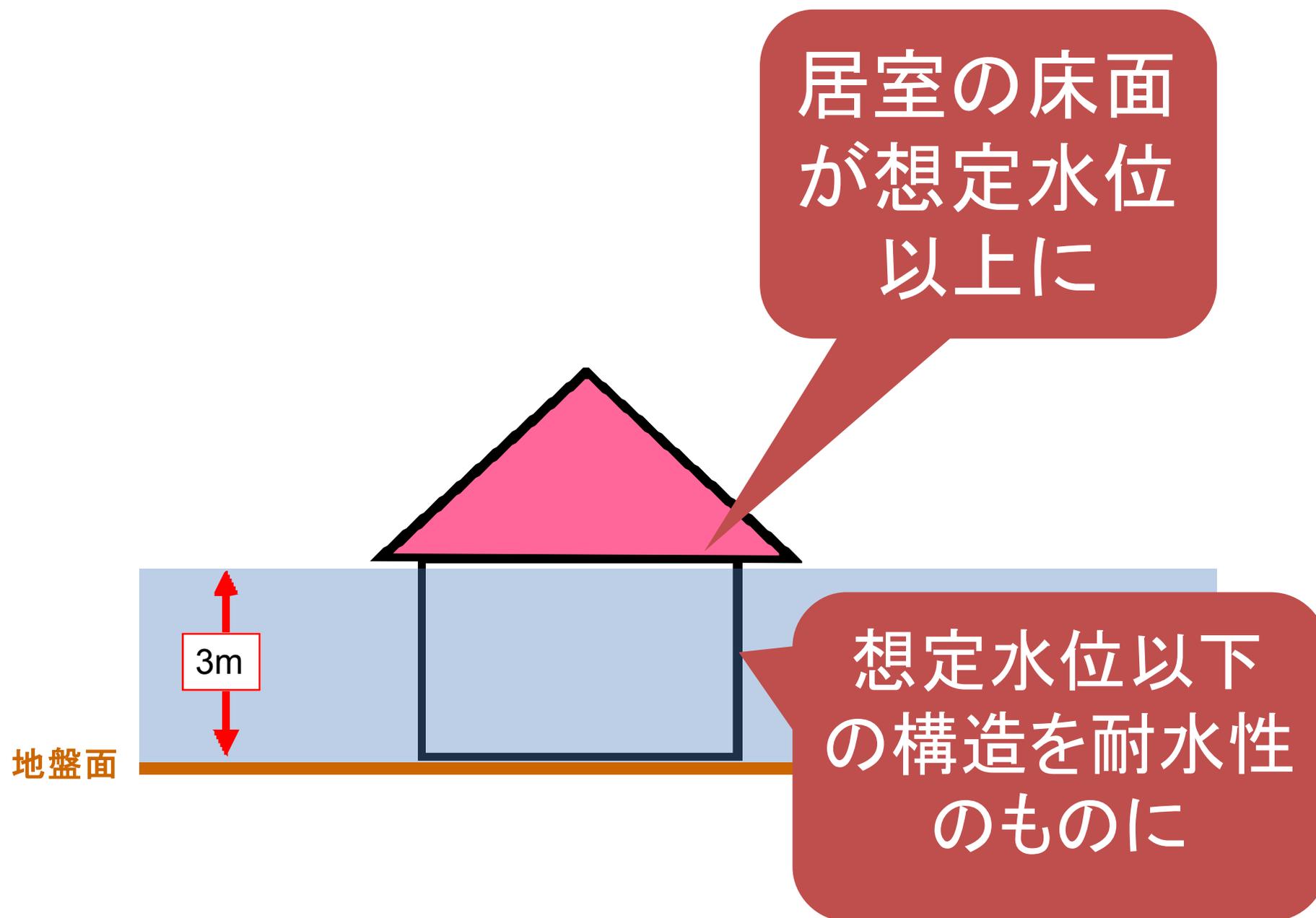
平成22年撮影

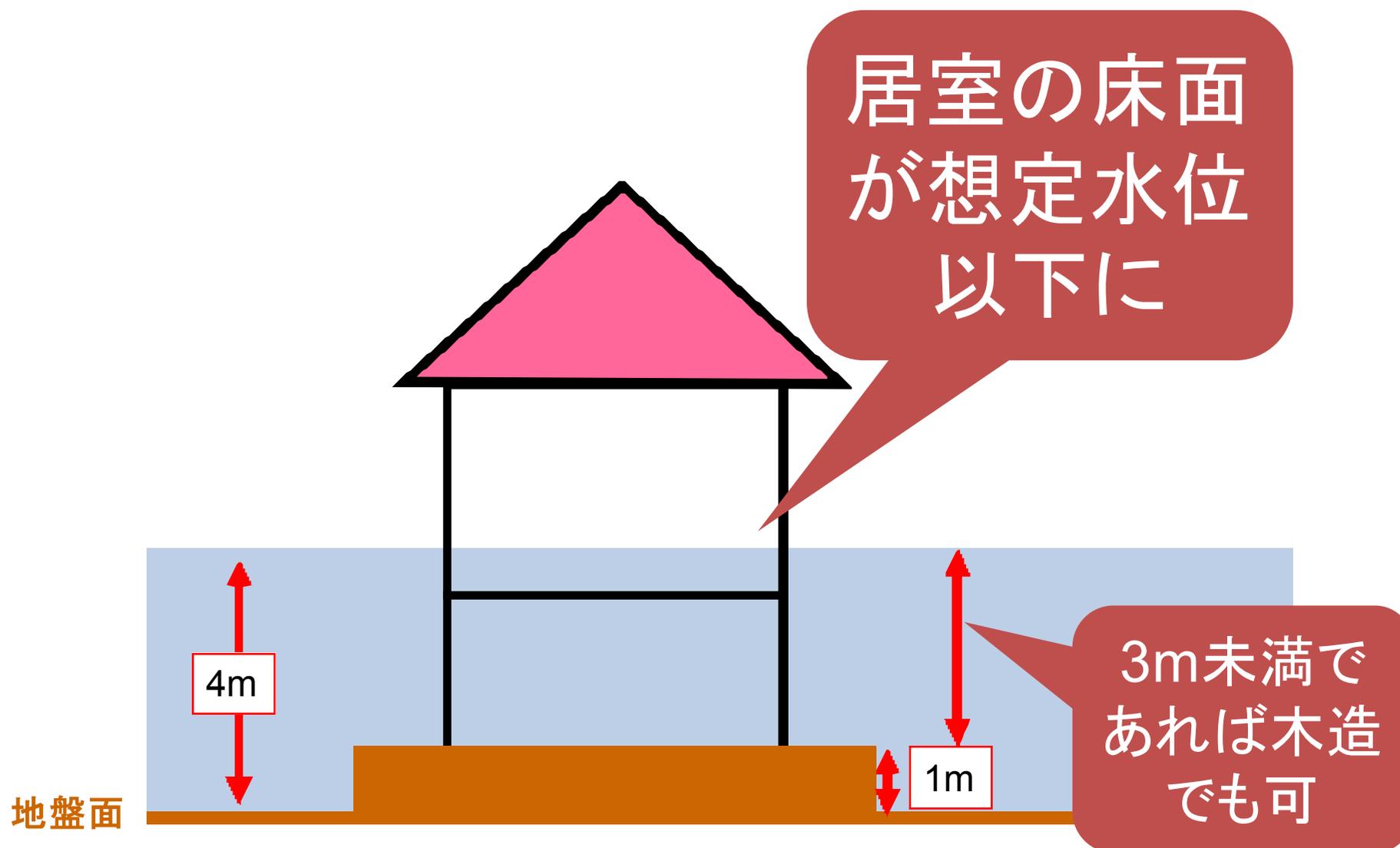


○ 2階建て家屋は
避難空間を確保

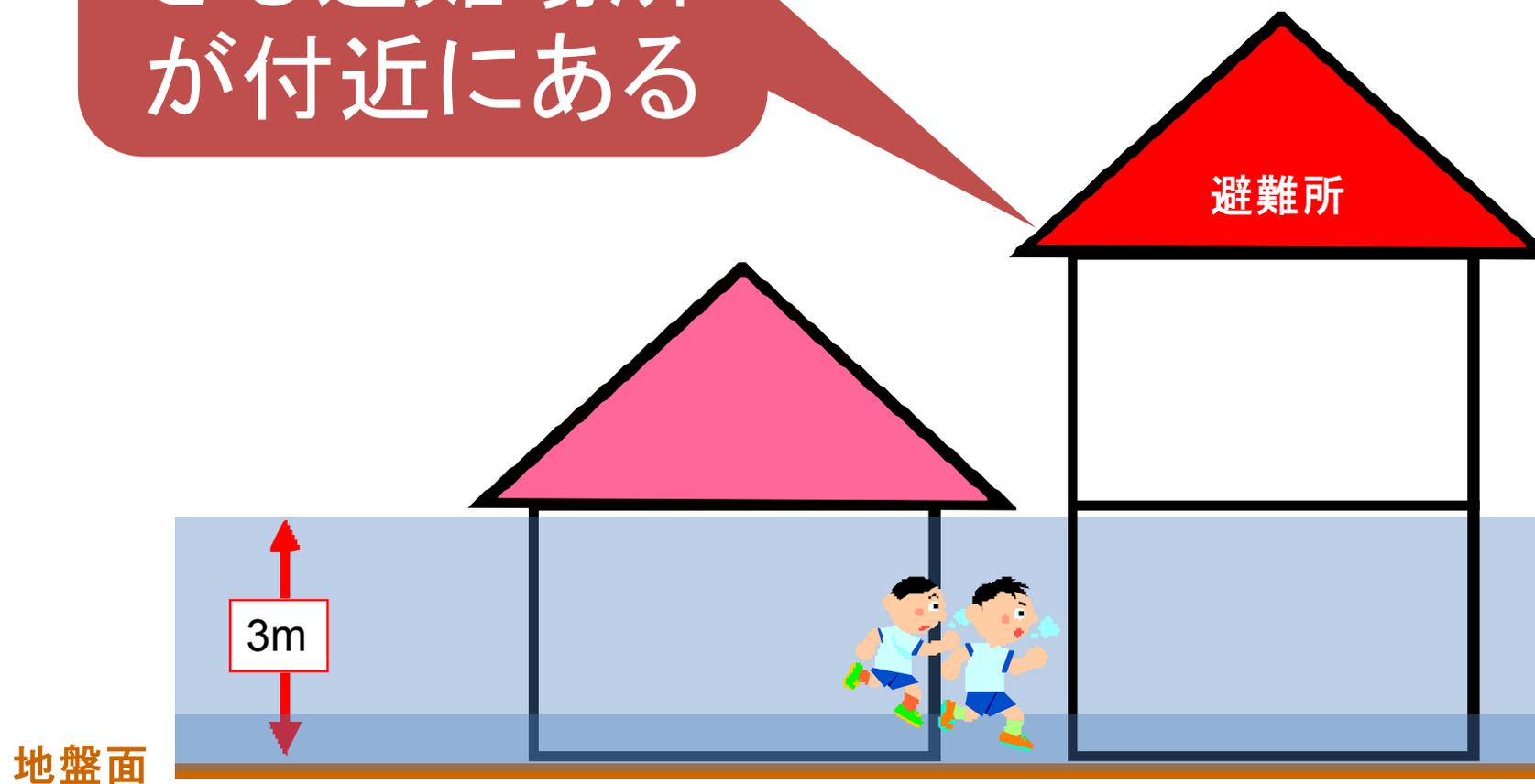
× 平屋家屋は軒下
まで水没

昭和34(1959年)伊勢湾台風
滋賀県近江八幡市水荃町





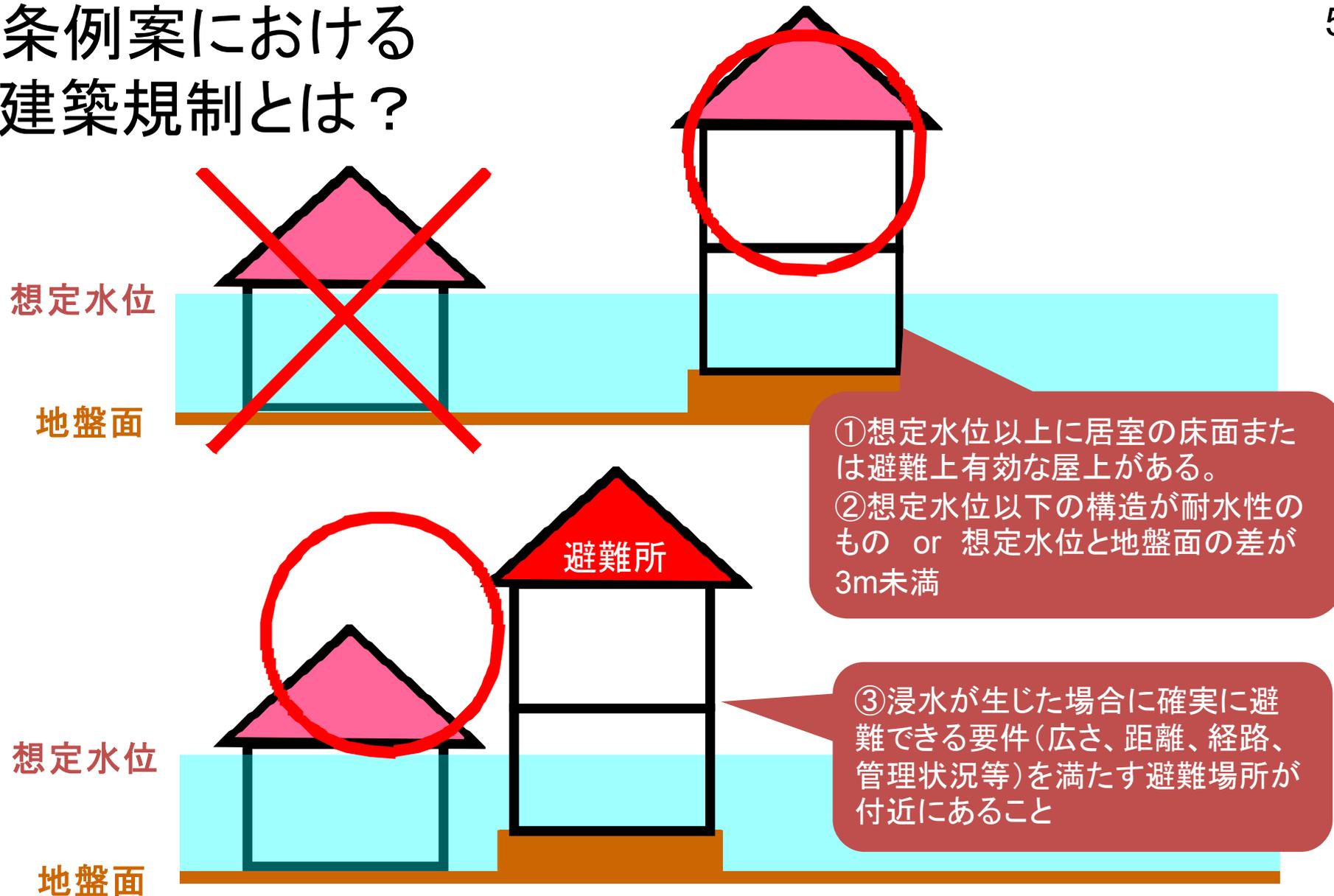
確実に避難できる避難場所が付近にある



大津市石居いしずえ 一時避難場所

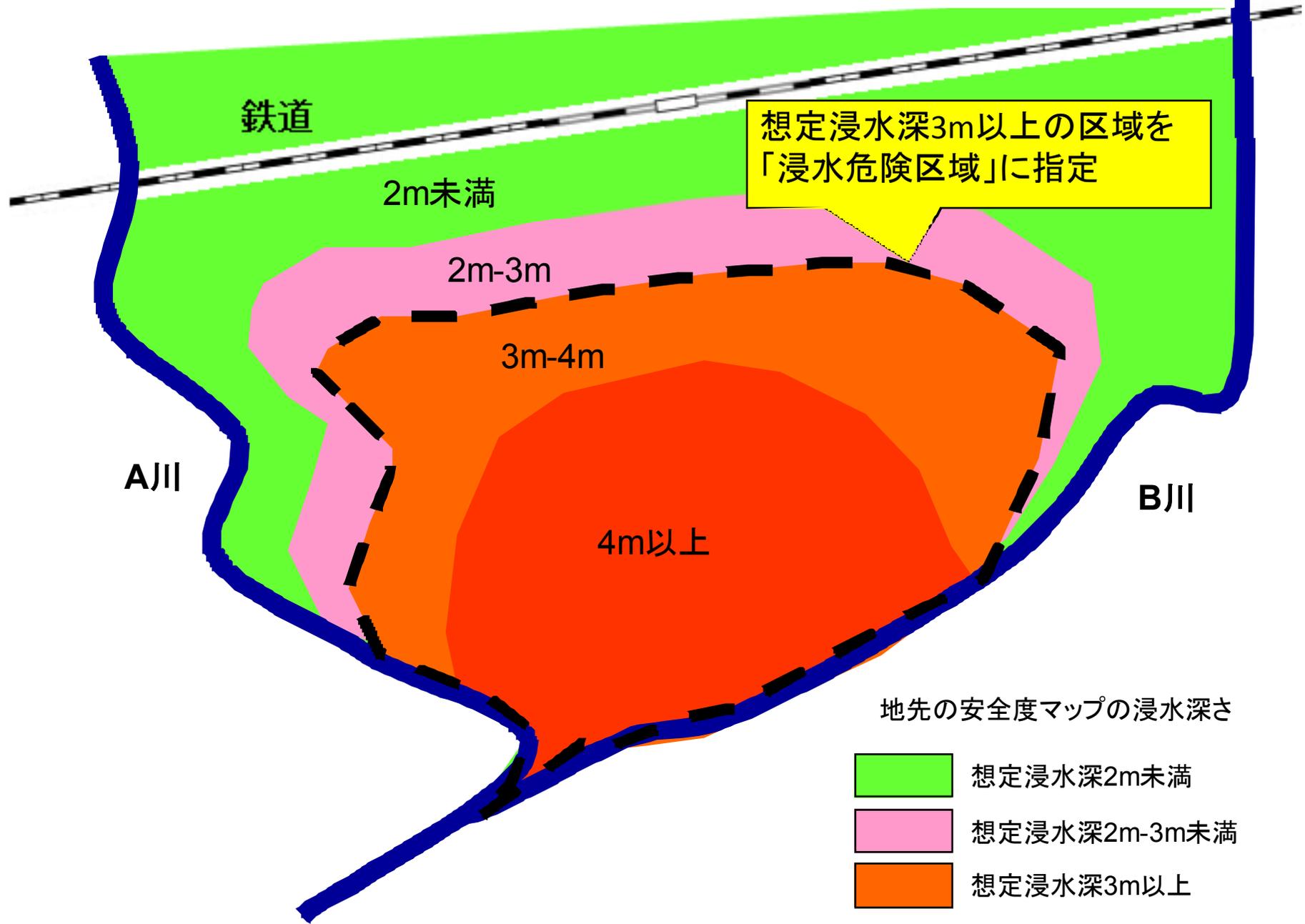


条例案における 建築規制とは？



建築規制とは知事が①～③の内容を確認する制度です。

浸水危険区域の設定イメージ



よくある質問にお答えします。

Q. 条例ができたなら、すぐに区域指定されるのではないか。

A. かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。

条例制定

水害に強い地域づくり協議会

避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討



区域指定

Q.住宅を建てる時、どんな手続きが必要になるのか。

A.

水害に強い地域づくり協議会

↓
区域指定

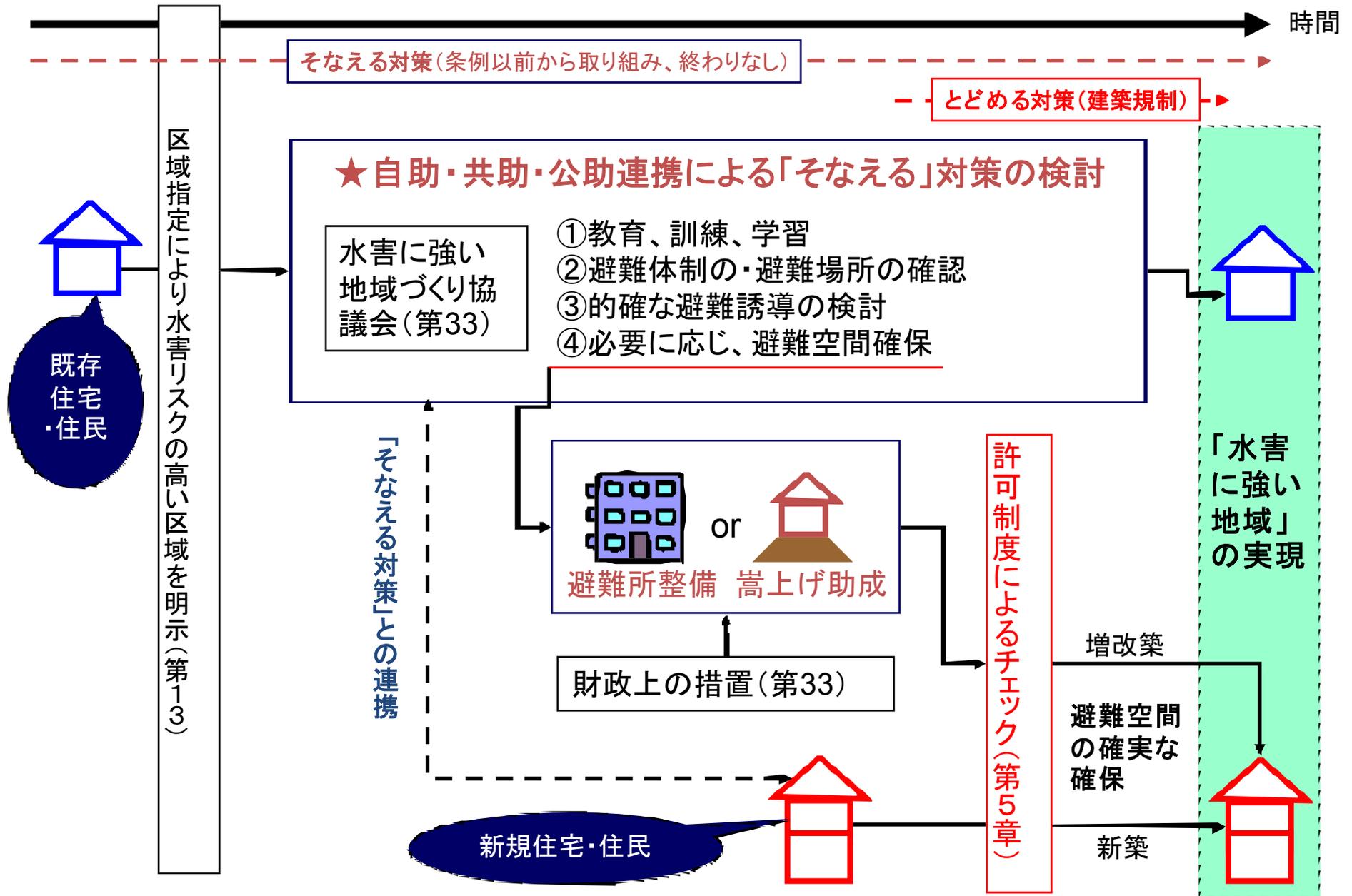
(区域内で建築する場合)

↓
県が右の内容を確認

↓
建築確認申請

- ① 想定水位以上に居室の床面または避難上有効な屋上がある。
- ② 想定水位以下の構造が耐水性のもの or 想定水位と地盤面の差が3m未満
- ③ 浸水が生じた場合に確実に避難できる要件(広さ、距離、経路、管理状況等)を満たす避難場所が付近にあること

「命を守る施策」の流れ～「そなえる」と「とどめる」～



Q.建築制限のかかる区域に住んでいる場合、移転しないといけないのか。

A.安全に住み続けていただけるよう制度をつくっています。

Q.建築制限のかかる区域では、新しい住宅は建築できないのか。

A.できます。

ただし、住宅と社会福祉施設等は、安全に住むための条件をクリアしてください。

※販売所、工場等はいままでどおり建築できます。

Q.建築制限のかかる区域では、
すでにある住宅を増改築できない
のか。

A.できます。

ただし、住宅と社会福祉施設等
は、安全に住むための条件をク
リアしてください。

※販売所、工場等はいままでど
おり増改築できます。

Q.すでに建っている住宅はすぐに建て替えないといけないのか。

A.将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。

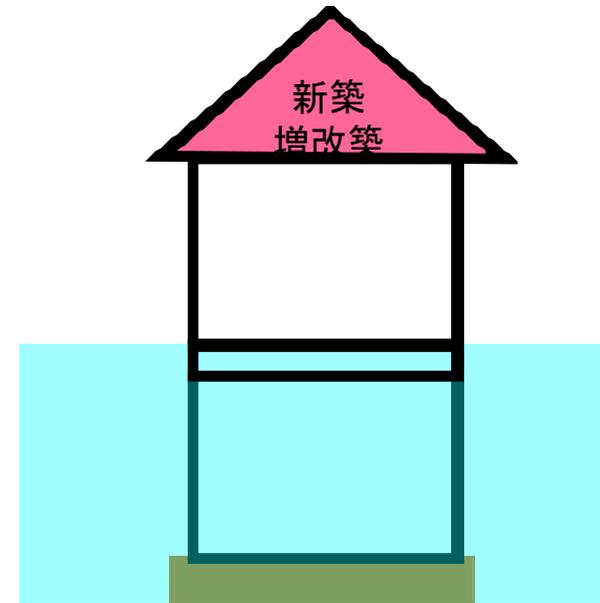
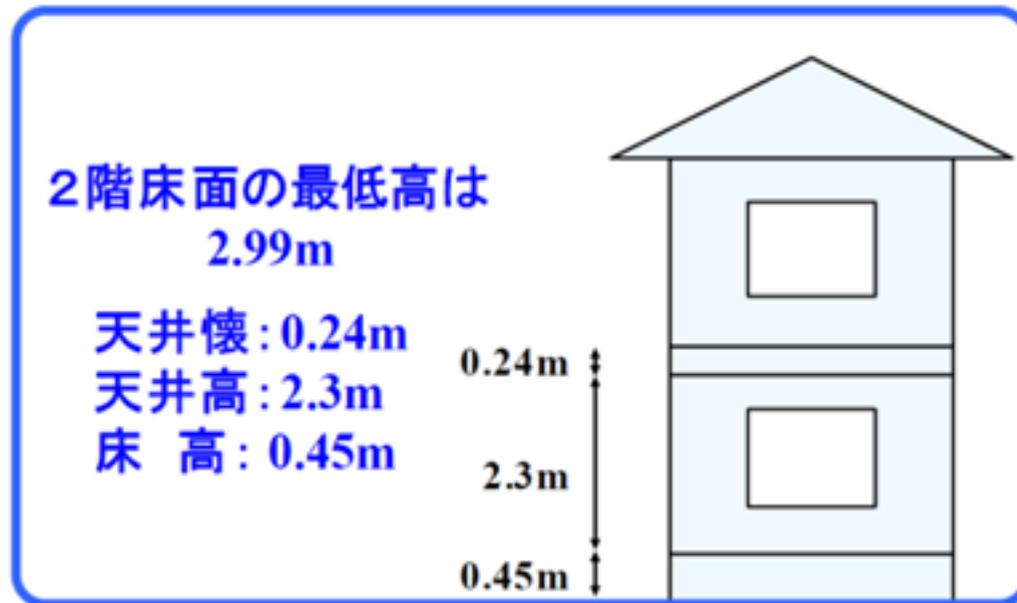
Q.3mも嵩上げしたら住めないのではないか。

A.2階建ての住宅を、想定浸水深が3mの区域に建てる場合、必要な嵩上げ高は2センチメートル。

どれだけ嵩上げする必要があるの？

(=2階の床面を想定水位より高くする)

日本の二階建て家屋の床面最低高は2.99m



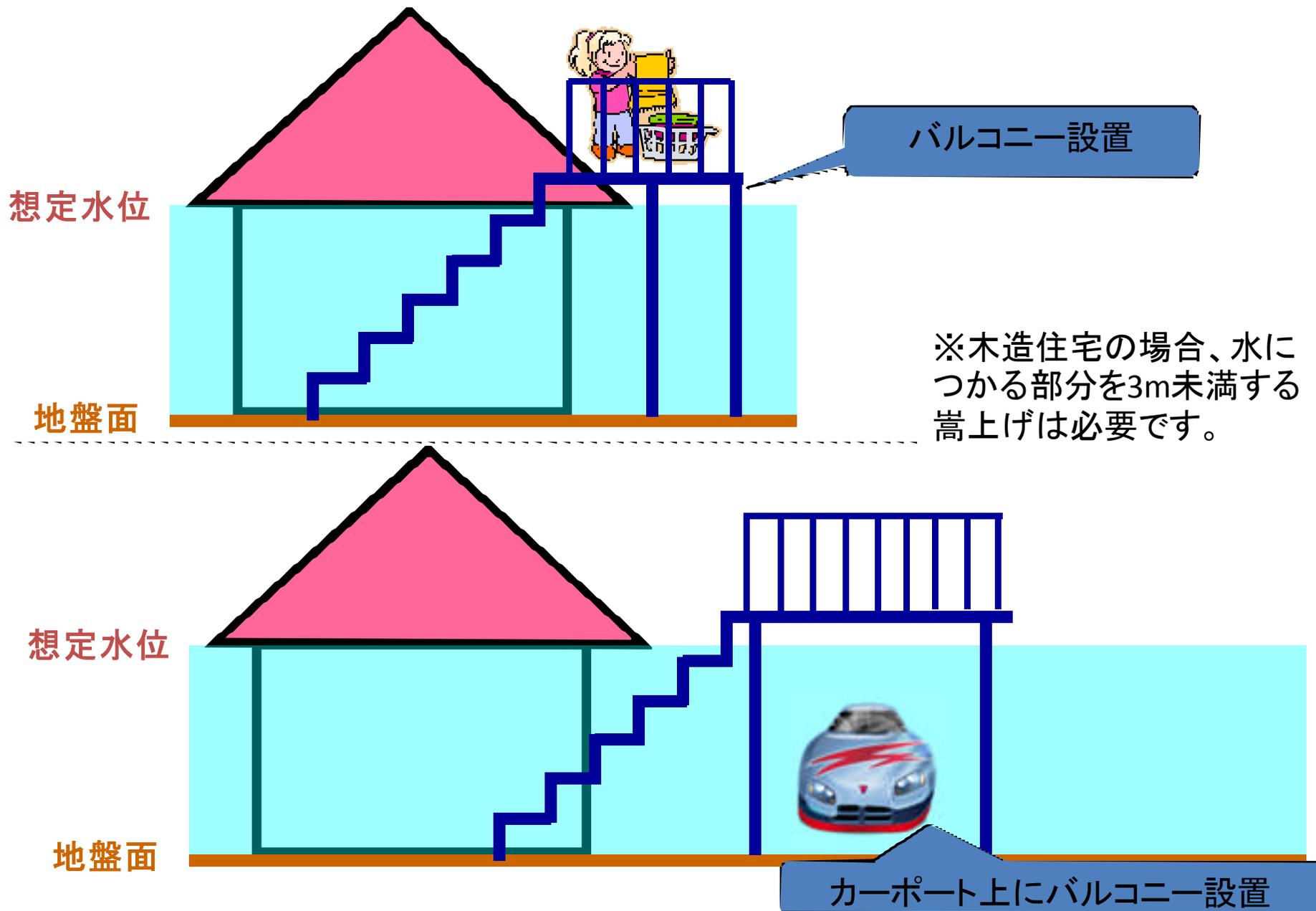
- ① 1階床高は建築基準法により0.45m以上
- ② 1階天井高は9割以上が2.3m以上
- ③ 天井懐は、低く設計しても0.24m
- ④ ①～③の合計は2.99m≒3.0m

[洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)p13

平成25年3月 国土交通省]

想定水位	嵩上げ高
3mの場合	0.02m
4mの場合	1.02m

平屋建てにおける安全空間の確保例

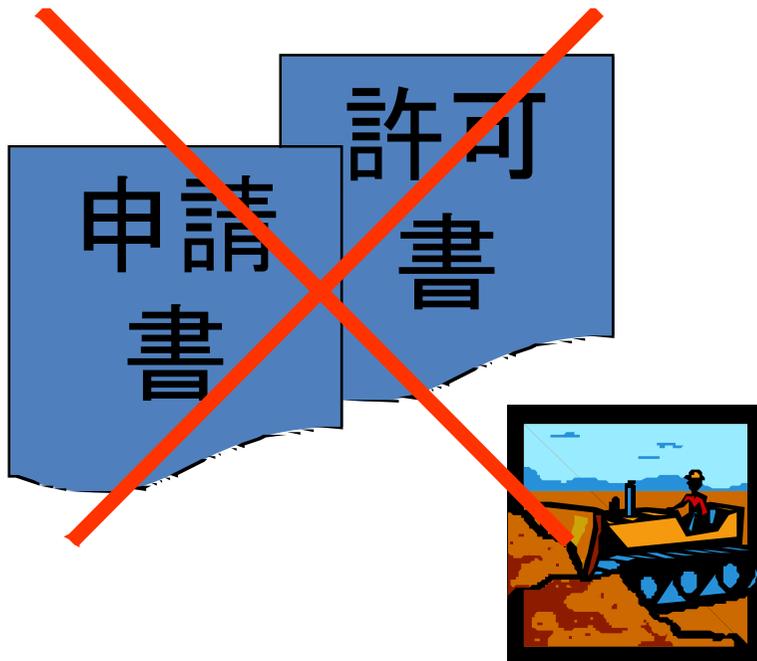


Q. 建築制限のかかる区域に住んでいる場合、住んでいるだけで罰則がかかると聞いたが本当か？

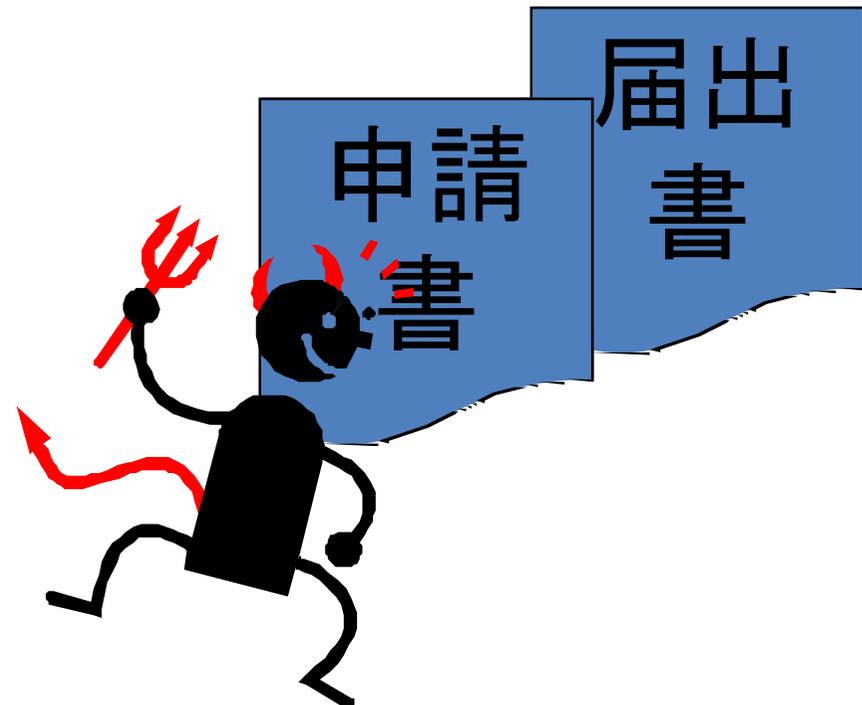
A. 新築・増改築の際に、必要な手続きをとらなかった等の場合にのみ、条例および建築基準法の罰則・過料の対象となる可能性があります。

罰則となる場合

許可を受けずに建築物を建築・工事に着工した場合

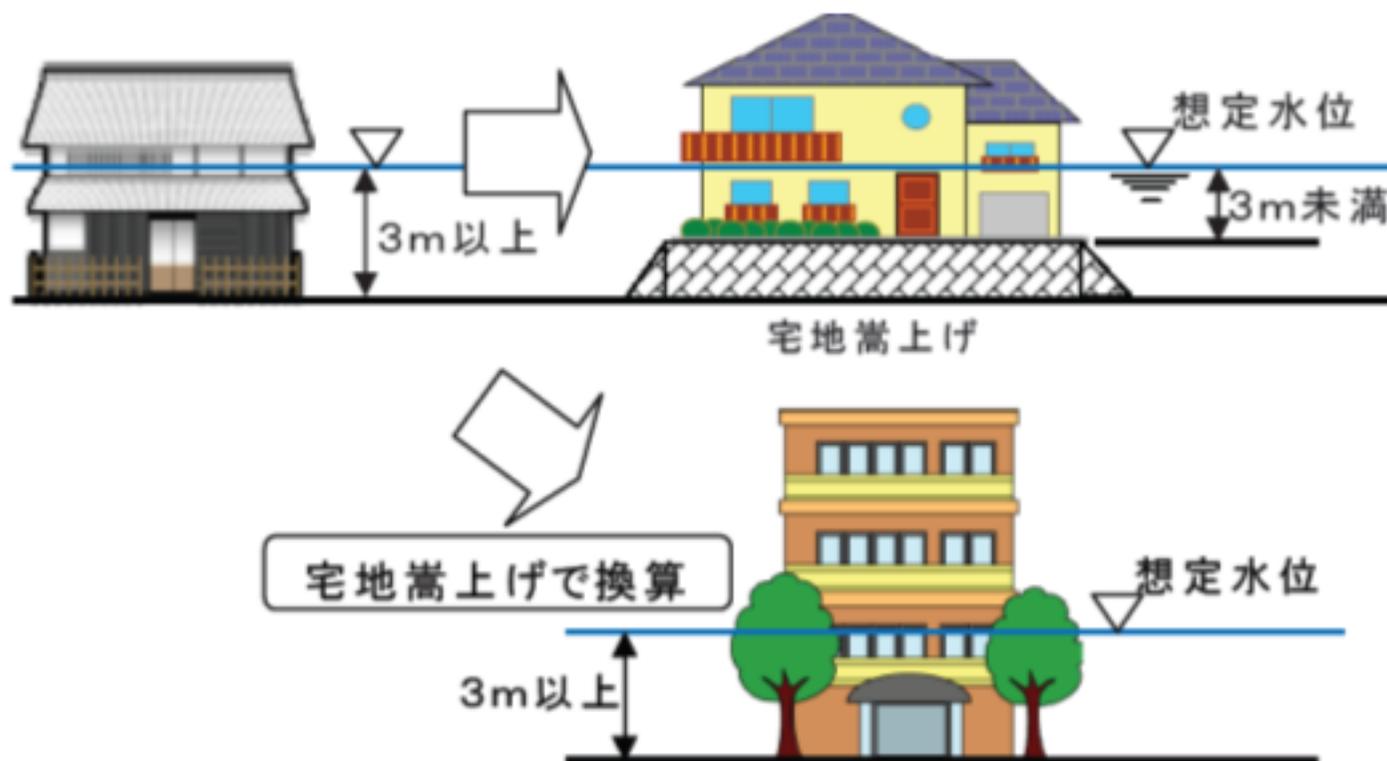


虚偽の申請・報告・届出・答弁をした場合



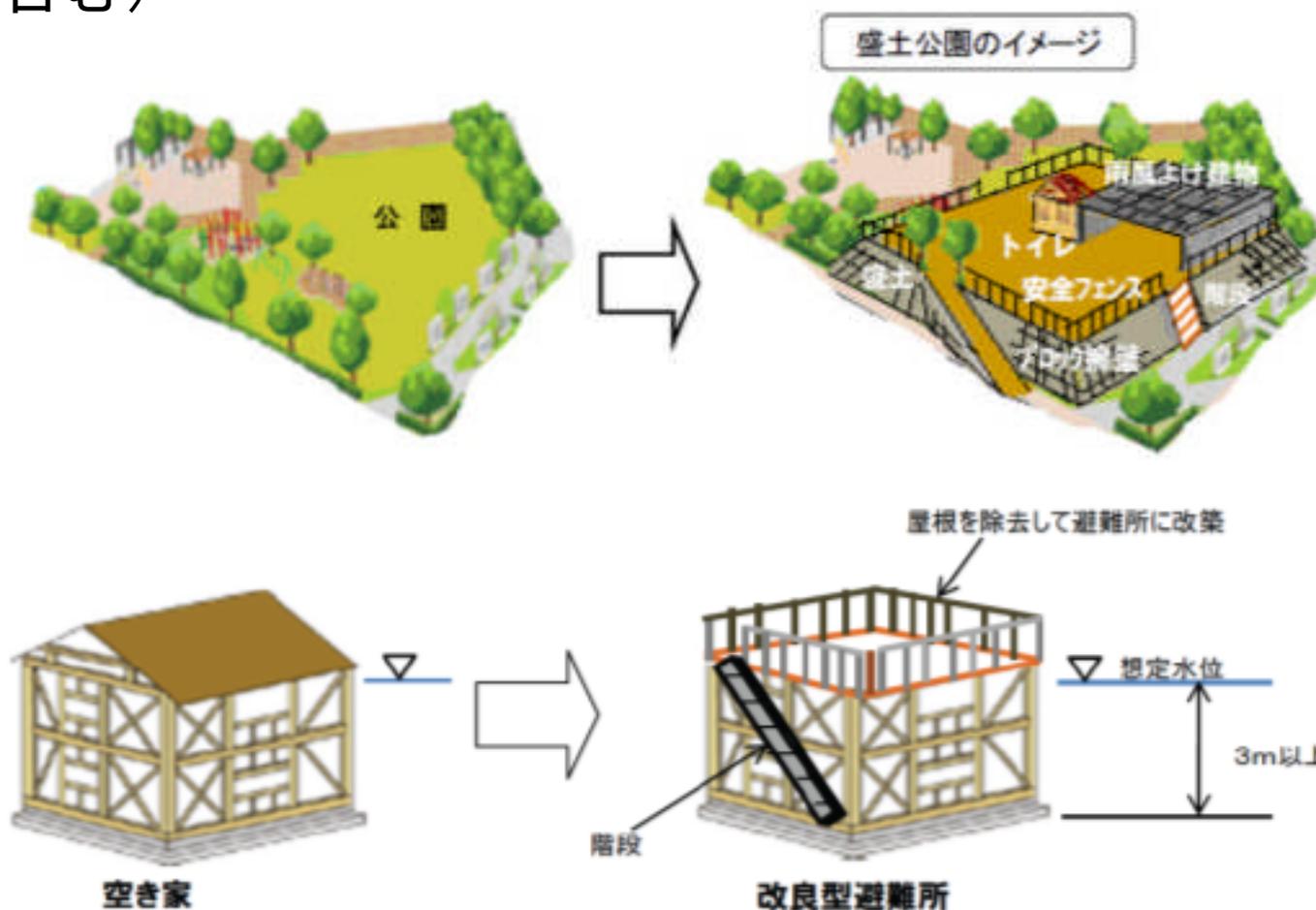
検討中の支援制度

- 宅地嵩上げ浸水対策促進事業
 - 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



検討中の支援制度

- 避難場所整備事業
 - 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)



条例が運用されるまでの流れ

① 条例案の作成



② 滋賀県議会への上程 【←現時点】



③ 議会議決



④ 公布



⑤ 施行

なぜ、今、条例をつくらうとする
のでしょうか？

防災に関する国の法律

ハード整備だけでなくソフト対策でも命を守る

- 土砂災害防止法
 - H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡
- 津波防災地域づくり法
 - H23.3.11東日本大震災
- 流域治水条例案
 - 近隣府県で大水害が頻発する状況の中、水害リスク情報を明らかにしたこと(地先の安全度マップ)

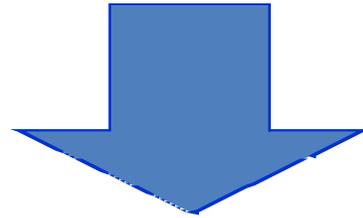
表 1.1 法制定の契機となった災害及び法制度

契機となった災害・社会的背景	災害対策にかかる法制度
国土の荒廃及び相次ぐ水害 (明治27年の大水害等)	明治29年 河川法
	明治30年 砂防法
昭和22年 カスリン台風	昭和24年 水防法
昭和28年 西日本豪雨及び台風13号	昭和31年 海岸法
昭和32年 西九州地方における豪雨による 地すべり災害	昭和33年 地すべり等防止法
昭和42年 西日本豪雨によるがけ崩れ災害	昭和44年 急傾斜地法
平成11年 広島豪雨災害	平成12年 土砂災害防止法 (土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や建築物の構造規制等のソフト対策を規定)
平成11,15年 福岡水害 平成12年 東海豪雨	平成15年 特定都市河川浸水被害対策法
平成16年 7月の新潟・福島・福井における 豪雨被害	平成17年 水防法、土砂災害防止法の一部改正 (ハザードマップによる周知の徹底)
平成16年 新潟県中越地震 平成20年 岩手・宮城内陸地震	平成22年 土砂災害防止法の一部改正 (大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の市町村への提供等を規定)

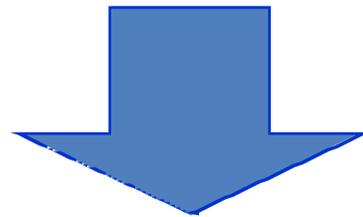
平成23年度政策レビュー結果「土砂災害防止法」

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html

流域治水条例案



きっかけは、地先の安全度



水害で県民の命が失われ
る前に取り組みたい。